

議案第27号

売買代金請求事件に係る訴訟の和解について

平成16年9月22日議決に係る奈良地方裁判所に係争中の奈良地方裁判所平成20年 [REDACTED] 売買代金請求事件について、別紙のとおり和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成23年3月2日提出

天理市長 南 佳 策

平成20年 [REDACTED] 売買代金請求事件

原告 天理市

被告 [REDACTED]

和解条項 (案)

1. 被告は、原告に対し、本件売買代金債務として、19,049,280円（内訳①元金15,689,751円、②元金15,689,751円に対する平成23年5月1日から平成43年4月30日まで年2パーセントの割合による約定利息金3,359,529円（別紙計算書の「利息」欄の合計額））の支払い義務のあることを認める。
2. 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載1の土地（以下「本件土地」という。）に関する平成8年度から平成23年度の固定資産税などの公租公課相当額として、850,215円（内訳①平成8年度から平成22年度の公租公課相当額金762,600円、②平成23年度の公租公課相当額金87,615円）の支払い義務のあることを認める。
3. 被告は、原告に対し、第1項の金員19,049,280円及び前項の金員850,215円の合計額19,899,495円を、次のとおり240回（20年）に分割して、原告方に持参又は送金して支払う。ただし、19,899,495円のうち約定利息金3,359,529円は、240回に分割し、(1)から(4)までは毎月金13,998円ずつ、(5)は14,007円とする。
 - (1) 平成23年5月（第1回目）から平成28年4月（第60回目）まで、毎月末日限り、金60,000円ずつ（計3,600,000円）
 - (2) 平成28年5月（第61回目）から平成33年4月（第120回目）まで、毎月末日限り、金75,000円ずつ（計4,500,000円）
 - (3) 平成33年5月（第121回目）から平成38年4月（第180回目）まで、毎月末日限り、金90,000円ずつ（計5,400,000円）
 - (4) 平成38年5月（第181回目）から平成43年3月（第239回目）まで、毎月末日限り、金95,000円ずつ（計5,605,000円）
 - (5) 平成43年4月30日（240回目）限り、金794,495円

4. 被告が前項の分割金の支払いを怠り、その額が300,000円に達したときは、当然に同項の期限の利益を失い、被告は、原告に対し、同項の金員19,899,495円から既払金を控除した残額を即時一括して原告方に持参又は送金して支払う。
5. 原告は、被告に対し、本件土地について、平成7年12月1日売買を原因とする所有権移転登記手続をする。なお、登記手続費用は被告の負担とする。
6. 被告は、原告に対し、第1項及び第2項の債務の支払いを担保するため、本件土地について、次のとおり、順位1番の抵当権を設定する。
 - (1) 債権額 金19,899,495円 (内訳①元金15,689,751円、②元金に対する平成23年5月1日から平成43年4月30日まで年2パーセントの割合による約定利息金3,359,529円、③公租公課相当額金850,215円)
 - (2) 利息 上記(1)①の元金に対し、年2パーセント
 - (3) 債務者 被告
 - (4) 抵当権者 原告
 - (5) 設定者 被告
7. 被告は、原告に対し、本件土地について、前項の平成23年3月25日付抵当権設定契約を原因とする抵当権設定登記手続をする。なお、登記手続費用は被告の負担とする。
8. 被告は、原告に対し、第1項及び第2項の債務の支払いを担保するため、別紙物件目録記載2の建物(以下「本件建物」という。)について、次のとおり、順位2番の抵当権を設定する。
 - (1) 債権額 金19,899,495円 (内訳①元金15,689,751円、②元金に対する平成23年5月1日から平成43年4月30日まで年2パーセントの割合による約定利息金3,359,529円、③公租公課相当額金850,215円)
 - (2) 利息 上記(1)①の元金に対し、年2パーセント
 - (3) 債務者 被告
 - (4) 抵当権者 原告
 - (5) 設定者 被告
9. 被告は、原告に対し、本件建物について、前項の平成23年3月25日付抵当

権設定契約を原因とする抵当権設定登記手続をする。なお、登記手続費用は被告の負担とする。

10. 原告は、その余の請求を放棄する。
11. 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。
12. 訴訟費用は、各自の負担とする。

以上

物 件 目 録

1. 所 在 奈良県天理市 [REDACTED]
地 番 [REDACTED]
地 目 宅地
地 積 576.17平方メートル
2. 所 在 奈良県天理市 [REDACTED]
家屋番号 [REDACTED]
種 類 居宅
構 造 軽量鉄骨造スレート葺2階建
床面積 1階 125.04平方メートル
2階 59.62平方メートル

以上

当 事 者 目 録

〒632-8555 奈良県天理市川原城町605番地
原 告 天 理 市
上記代表者市長 南 佳 策

〒630-8266 奈良県奈良市花芝町7番地2号 松村ビル3階
平城総合法律事務所 (送達場所)
上記原告訴訟代理人
弁 護 士 多 田 実

〒632-0036 奈良県天理市 [REDACTED]
[REDACTED]
被 告 [REDACTED]

〒632-0036 奈良県天理市 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

以上